

# 愛媛県総合運動公園に係る指定管理者候補者の選定結果について

平成 30 年 11 月 12 日  
都市整備課

愛媛県総合運動公園について、愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例第 11 条第 3 項の規定により、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの間の指定管理者候補者を選定したのでお知らせします。

なお、今回選定した団体については、平成 30 年 12 月定例県議会での指定の議決を経た上で、指定管理者に指定する予定です。

## 1 選定団体

公益財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団  
(所在地：松山市市坪西町 551 番地)

## 2 募集の概要

- (1) 募集要項の配布 平成 30 年 8 月 7 日 (火) 配布開始
- (2) 申請書の受付 平成 30 年 9 月 21 日 (金) ～ 9 月 28 日 (金)
- (3) 応募の状況 (申請者名、申請順)
  - ・公益財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団
  - ・愛顔スポーツエヒメ

## 3 審査の状況

### (1) 審査会の設置

候補者の選定に当たっては、外部有識者等の委員で構成する「愛媛県総合運動公園指定管理者候補選定審査会」を設置して審査 (申請者の順位付け) を行い、その結果を知事へ報告した。

<審査会委員>

氏名	役職	備考
松村 暢彦	愛媛大学社会共創学部教授 (都市計画)	会長
檀 裕也	松山大学経営学部教授 (経営学部長)	副会長
甲斐 朋香	松山大学法学部准教授 (行政学)	
渡部 和典	愛媛県スポーツ推進審議会委員	
弘末 眞子	税理士	
齊藤 直樹	愛媛県スポーツ・文化部スポーツ局長	
橋本 珠樹	愛媛県土木部土木管理局长	

### (2) 審査会開催状況

開催日時 平成 30 年 10 月 23 日 (火) 9 : 00 ~ 12 : 00  
出席委員数 7 名  
内 容

- ・会長、副会長選出
- ・審査方法等の確認
- ・第 1 次審査 (書類審査)
- ・第 2 次審査 (面接審査)
- ・審査結果まとめ

### (3) 選定基準等

#### (ア) 選定基準

- ・ 愛媛県総合運動公園の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。
- ・ 施設設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成できると認められるものであること。

#### (イ) 審査内容

選定基準	審査項目	配点
1 管理公園の適正かつ確実な管理を行うことができること	事業計画の内容が現実的かつ具体的なものであり、安定的な運営ができるか 関係団体等との連携が図られる計画となっているか	15
	安全管理のための対策がとられているか 個人情報保護のための適切な措置がとられているか	15
	施設の利用を促進させる方策等が計画されているか 利便性の高い施設となる事業計画であるか、利用者の要望等に柔軟に対応できるか	15
2 管理公園の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができること	支出経費の縮減が図られているか、そのための法人等の創意工夫は見られるか 収入及び入園者数の増加に向けた取組みが計画されているか	20
	自主事業の目的・内容が設置目的に合致しているか 具体的かつ現実的で集客を見込める魅力的な内容であるか	20
3 管理公園の利用者の平等な利用を確保できるものであること	一部の住民、団体に対して不当に利用を制限し、又は優遇するものではないか	必須
4 指定管理者が行う業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること	施設の運営管理及び自主事業を行うための組織の規模・財政基盤・実績等を有しているか 施設の運営管理を適切に行うことができる人員体制になっているか	15

#### (4) 審査会での審査結果及び指定管理者候補者の決定について

##### 〔審査会の選定結果〕

審査会では、次のような理由から、公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団を第1位（70.1点／100点満点）とした。

- ・施設の設置目的に合致した事業計画、堅実な収支計画であり、安定した業務実施が期待できる。
- ・施設の管理運営に関して十分な実績があり、組織体制等において問題がない。
- ・県委託料必要額を毎年逡減する計画となっており、申請者の中で最も低額である。

##### 〔指定管理者候補者の決定〕

愛媛県では、審査会での選定結果報告を受けて、総合的に検討し判断した結果、公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団を愛媛県総合運動公園の指定管理者候補者に決定した。